

## いじめ重大事態の外部調査について

次の事案について、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき調査することとした。

### 1. 対象事案

不登校に関する事案

### 2. 保護者から申立があった時期

令和元年10月～11月

### 3. 対象児童

小学6年生（当時）

### 4. 申立内容

いじめの疑い（にらまれた・つねられた、幼少期からの児童間トラブル等）

### 5. 重大事態の種別

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月：文部科学省）では、「被害児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たること」としている。

また、不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月：文部科学省初等中等教育局）によれば、法で定める「不登校重大事態」に該当するか否かの判断及び「認める」意味が定められている。

本件についてはそれらを勘案し、保護者からの申立は、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号（いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）に該当する事案であると判断し、外部調査を実施することとした。

### 6. 調査の目的等

第一に、事案の全容解明、第二に、当該事態の対処経緯を踏まえた、同種の事態の再発防止対応策を皆で確認し以後、実行すること。

### 7. 調査について

大口町いじめ問題対策委員会（大口町いじめの防止等に関する条例（平成27年3月31日条例第10号）及び大口町いじめの防止等に関する条例施行規則（平成27年3月31日教育委員会規則第3号）に基づき設置）に調査を依頼する。

なお、委員会の委員は、職能団体（弁護士会、医師会等）等に推薦を依頼し、その推薦に基づき任命している。

委員（氏名50音順）

大岩 淳子（医員）

粕田 陽子（弁護士）

國枝 早苗（識見）

水谷 友子（心理士）